

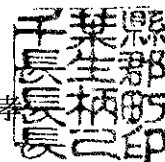
長柄町公告第12号

制限付き一般競争入札（事後審査型）の実施について

地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により、制限付き一般競争入札（事後審査型）の実施について次のとおり公告する。

令和8年8月17日

長柄町長 月岡 清孝



1 入札に付する事項

- (1) 工事名 社会資本整備総合交付金 町道3004号線交差点改良工事
- (2) 工事場所 千葉県長生郡長柄町高山地先
- (3) 工事期限 契約締結日の翌日から令和9年3月19日まで
- (4) 工種 土木一式工事
- (5) 工事概要 環状交差点改良 L=105m
法面工 A=640㎡ 排水構造物工 L=89m
縁石工 L=642m 舗装工 A=2,148㎡
- (6) 予定価格 事後公表
- (7) 低入札価格調査基準価格 有り（「入札情報サービス」及び開札調書の閲覧により事後公表）
- (8) 入札保証金 免除（長柄町財務規則第131条第1項第1号から3号のいずれかに該当する場合）
- (9) 契約保証金 請負代金の1/10以上
- (10) 部分払い 無し
- (11) 中間前払い 無し
- (12) 前払い金 有り
- (13) 工事内訳書の提出 必要（入札書提出時に電子ファイルとして添付すること）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本工事の入札参加者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 令和8・9年度長柄町建設工事等入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者のうち、土木一式工事について建設業法に定める許可を受けている者であって、本工事の公告の日から本工事の入札日までの間に、長柄町建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている日が含まれない者

- (2) 入札参加資格者名簿に登載され、土木一式工事の格付けが B 以上の認定を受けている者で、千葉県内に建設業法に基づく許可を得た本店、支店又は営業所がある者
- (3) 平成 27 年度（2015 年度）以降に、国（独立行政法人等を含む。）又は地方公共団体（公社等を含む）が発注した土木一式工事（3,000 万円以上の道路改良工事）を元請けで施工した実績を有する者
- (4) 法令等に基づく技術者（3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者）を専任で配置することができる者
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のほか、次の各号に該当しない者
 - ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は本工事の入札日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りした者
 - ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ③ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (6) 特定関係にある会社同士の入札参加制限基準に基づく資本関係又は人的関係にない者
- (7) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
- (8) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
- (9) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務
- (10) その他仕様書等に記載された条件を達成できる者

3 設計図書等を示す場所及び期間等

(1) 設計図書等を示す場所

設計図書等をちば電子調達システムの「入札情報サービス」において公表する。

(2) 期間

令和 8 年 8 月 17 日（月）から令和 8 年 9 月 4 日（金）まで

(3) 設計図書等の入手方法

設計図書等の入手方法は、「入札情報サービス」からダウンロードによるものとする。

また、当該工事の現場説明は実施しないので、設計図書等を熟読すること。

(4) 設計図書等に対する質問

設計図書等に対する質問がある場合は、下記提出先へ電話連絡の上、電子メール又は F A X により提出すること。

① 提出先 長柄町役場 総務課行政管財係

電話：0 4 7 5 - 3 5 - 2 1 1 1

FAX：0 4 7 5 - 3 5 - 4 7 3 2

Mail：kanzai@town.nagara.chiba.jp

- ① 提出期限 令和8年8月25日（火）午後5時00分
- ② 回答日時 令和8年9月1日（火）午後2時00分
- ③ 回答方法 ちば電子調達システムの「入札情報サービス」において閲覧に供する。

4 入札の期間及び入札書提出方法

- (1) 入札方式 電子入札（市町村版事後審査）
- (2) 入札日時 令和8年9月7日（月） 午前9時00分から
令和8年9月8日（火） 午後5時00分まで
(午前0時から午前8時の間を除く)
- (3) 提出方法 ちば電子調達システムの「電子入札システム」により提出すること。
- (4) 提出書類 入札書及び工事費内訳書

5 開札の日時及び場所

- (1) 開札日時 令和8年9月9日（水） 午前10時00分から
- (2) 開札場所 長柄町役場 2階 会議室3

6 入札保証金

入札保証金は免除する。

ただし、落札者となった場合において、正当な理由がなく期限までに契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収する。

7 契約保証金

長柄町財務規則（昭和58年長柄町規則第7号。以下「財務規則」という。）第147条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。

ただし、低入札価格調査基準額を下回る価格により落札した場合については、契約金額の100分の30以上の契約保証金を納めなければならない。

8 支払条件

(1) 前金払

契約金額の40%以内とする。ただし、低入札価格調査基準額を下回る価格により落札した場合については、20%以内とする。

また、既済部分に対する対価の90%以内とする。ただし、当該既済部分が全体の30%以上に達した場合に限る。

9 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から消費税及び地方消費税を除いた金額を電子入札システムに入力すること。

10 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に際し、工事費内訳書（「入札情報サービス」に添付）を提出すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は任意であるが、数量、単価、金額等内訳を明示し工事費内訳書としての内容を備えていること。
- (3) 工事内訳書の内容には、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳（法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金、安全衛生経費）について記載すること。
- (4) 工事費内訳書については、本工事内訳書まで記載すること。
- (5) 工事費内訳書には表紙を添付し、表紙に商号又は名称と代表者名又は氏名を記載すること。
- (6) 工事費内訳書を提出しない場合は、入札は無効とする。

11 落札候補者の決定方法

- (1) 開札後、落札決定を保留した上で、予定価格以下、長柄町低入札価格調査制度実施要領第3条各号に規定する価格以上の範囲で、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。
- (2) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札候補者及びその次の順位以降の者を決定する。

12 入札参加資格を証明する書類の提出

落札候補者は、次のとおり入札参加資格を証明する書類（以下「資格確認書類」という。）を提出しなければならない。

- (1) 提出期限 開札日を含め3日以内（土・日・祝日を除く）
- (2) 提出場所 長柄町役場 2階 総務課行政管財係
電話 : 0475-35-2111
- (3) 提出方法 下記のいずれかの方法により提出すること。
 - ①ちば電子調達システムの「電子入札システム」に添付
 - ②持参又は郵送（郵送の場合は提出期限必着）

(4) 提出書類

- ①入札参加資格審査申請書
- ②配置予定技術者の資格を証明できるもの
- ③配置予定の技術者との恒常的雇用関係を証明できるもの
- ④同種（類似）工事施工実績調書

13 落札者の決定

- (1) 資格確認書類により、落札候補者の審査を行い、入札参加資格を満たしていることを確認した場合、資格確認書類提出日から5日以内（土・日・祝日を除く）に落札者を決定する。
ただし、当該入札者が低入札価格調査の対象となる場合は、低入札価格調査を行い、失格基準に該当せず、契約内容に適合した履行が可能と判断された場合は、落札者とする。
- (2) 落札候補者が、前号の審査の結果、失格又は不適格と認められた場合は、その次の順位以降の者を落札候補者として審査等を行うこととし、落札者が決定するまで順次行うものとする。
- (3) 低入札価格調査の対象となった者は、長柄町低入札価格調査制度実施要領を遵守し、町の行う調査に協力しなければならない。

14 入札に関する注意事項

- (1) 一旦提出した入札書の修正、引き換え又は撤回をすることはできない。
- (2) 入札参加申請後に入札を希望しなくなった場合には、入札期間終了までに、ちば電子調達システムの「電子入札システム」により入札辞退届を提出するものとする。

15 入札の執行

- (1) 入札回数は1回とし、再度入札は行わないものとする。
- (2) 入札参加者が談合その他不正、不当な行為をなし、入札の公正な執行を妨げるおそれがあると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札執行を延期若しくは中止することができる。
- (3) 天災等の不可抗力により、入札執行が困難となった場合は、延期若しくは中止することができる。

16 入札の無効

- (1) 電子認証書を不正に使用した入札
- (2) 工事費内訳書の提出が必要な入札において、工事費内訳書の提出がない入札又は工事費内訳書に重大かつ明白な不備のある入札

- (3) 入札参加資格確認書類の提出要求に応じないもののした入札
- (4) 本公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに長柄町財務規則第133条第1項の各号に違反した入札は無効とする。
- (5) その他入札に関する条件及び建設業法に違反した入札

17 契約締結時期

落札者は、原則として落札の通知の日から7日以内に契約を締結しなければならない。

18 問い合わせ先

【入札・契約関係担当課】

長柄町役場総務課行政管財係

千葉県長生郡長柄町桜谷712番地

電話 : 0475-35-2111

FAX : 0475-35-4732

Mail : kanzai@town.nagara.chiba.jp

【業務関係担当課】

長柄町役場建設環境道路河川係

千葉県長生郡長柄町桜谷712番地

電話 : 0475-35-2114

FAX : 0475-35-4743

Mail : kensetsu@town.nagara.chiba.jp